

おかやま森づくりサポートセンター規約

第1章総則

(名称)

第1条 名称はおかやま森づくりサポートセンター（以下「センター」という。）という。

(組織)

第2条 センターは、公益社団法人おかやまの森整備公社（以下「おかやまの森整備公社」という。）が運営し、常務理事がセンター長を務める。ただし、常務理事に事故あるとき、又は常務理事が欠けたときは、専務理事がセンター長の業務執行に係る職務を代行する。

2 センター長はセンターを代表し、その業務を総理する。

3 センターの事務局はおかやまの森整備公社内に置き、事務の一部を外部委託することができるものとする。

第2章目的及び事業

(目的)

第3条 健全で緑豊かな森林を守り育てるため、広く県民が森林及び森林活動に関する理解及び関心を深め、森づくり活動への積極的な参加を促進するとともに、森づくり活動団体の継続的な活動を支援することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 森づくり活動に関する相談窓口
- (2) 森づくり活動及びサポーター養成等に関する研修
- (3) 森づくりサポーターの登録・派遣
- (4) 森づくり活動に関する情報提供及び広報活動
- (5) 森づくり活動団体の交流促進
- (6) 資機材の管理・貸出
- (7) その他、目的達成に必要な事業

(用語の定義)

第5条 本規約において、「森づくり活動」とは次の内容を示すものとする。

- (1) 森林を守り育てるための樹木の植栽から保育（下刈り、枝打ち、除・間伐）までの一連の作業全般及びその作業を行うための技術習得等
- (2) きのこと栽培、炭焼き等森林の恵みを活用する活動
- (3) 森林浴、自然観察会等森林と親しむ活動
- (4) その他、第3条の目的に合致する活動

第3章会員

(会員)

第6条 センターの会員は、その目的に賛同し、運営に協力できる森づくり活動を行う団体に構成する。

(入会の資格)

第7条 このセンターの会員の資格を有する団体は、次の全ての要件を満たす団体とする。

- (1) 県内に事務所を有し、5名以上の構成員で活動する団体
- (2) 組織の運営に関する規程(規約、会則等)がある団体
- (3) 暴力団又は暴力団員の統制下でない団体
- (4) 政治活動や宗教活動を主たる目的としない団体
- (5) 特定の公職者や政党を推薦し、支持し、反対することを目的としていない団体

(入会)

第8条 会員として入会しようとする団体はセンターが別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

- 2 センター長は、前項の入会申込書の提出があったときは、運営委員会で審査の上、入会の諾否を決し、その旨を申込者に通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 会員の団体が解散又は消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、センターが別に定める退会届をセンター長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、センター長の承認により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章運営委員会

(運営委員会及び運営委員)

第12条 センターの運営に会員の意見を反映させるとともに、森づくり活動の一層の推進を図ることを目的として、センター長が会員の代表者等から選任した8名以内の運営委員で構成される運営委員会を設置する。

- 2 運営委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 運営委員の選任に当たり、センター長は運営委員会の意見を聴取することができる。
- 4 欠員によって就任した運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 運営委員のうち、委員長1人、副委員長1人とし、運営委員の互選により選出する。

(運営委員会の業務)

第13条 センター長はセンターが実施する次の事項について、運営委員会に意見を求めることとする。

- (1) 森づくり活動の研修に関する事項
- (2) 森づくり活動に関する情報提供及び広報活動に関する事項
- (3) 森づくり活動団体の交流促進に関する事項
- (4) 入会審査に関する事項
- (5) その他、センター長が必要と認める事項

(運営委員会の開催)

第14条 運営委員会は、センター長の要請に基づき委員長が招集する。

2 議長は委員長が務める。

3 委員長は、運営委員会でまとめた意見を1週間以内にセンター長に書面にて回答するものとする。

(その他)

第15条 その他センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規約は、令和4年4月1日から施行する。